

平成19年度の国民年金保険料額が改定されます

国民年金保険料は、年金を支える力と給付のバランスを取り年金財政を長期にわたり安定させるため、平成16年の法律改正により平成29年度まで毎年度引き上げられているところです。これにより、平成19年度分（平成19年4月～平成20年3月分）の保険料額は、前年度より240円引き上げられ月額14,100円になりました。

一方、平成19年度の年金額については、本年1月26日、総務省より平成18年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率がプラス0.3%となった旨の発表がありましたが、対前年度比名目手取り賃金変動率が0.0%となったため、平成18年度と同額で据え置きとなります。

したがって満額の老齢基礎年金は年額792,100円となりますが、このうち1/3（将来は1/2）は国庫負担（税金）で賄われていますので、現在20歳の方も平均的に長生きすれば、納付した保険料額の1.7倍以上の年金が受け取れる計算となります。保険料の未納が多くて、年金が受け取れなかったとすると、年金に充てられる国の補助（税金）を負担し続けているのに、そのメリットは何も受けられないことになってしまいますので、20歳から60歳になるまで保険料を納付して、満額の基礎年金を受け取ることが一番おトクなわけです。

また、保険料の納付は、便利でおトクな『口座振替』のご利用をお勧めします。毎月納付する手間が省ける上、当月末振替の「早割」や「前納制度」を利用すれば、保険料が割引となりますので是非ご利用ください。

便利でおトクな口座振替は、口座をお持ちの金融機関や郵便局の窓口でお申し込みいただけます。

詳しくはお近くの社会保険事務所国民年金担当課まで。

